

審査の結果の要旨

氏名 稲田 奈津子

稲田奈津子氏の論文『日本古代における喪葬儀礼と礼制の研究』は、従来明らかになっていなかった日本古代における喪葬儀礼について、律令法のうちの喪葬令の日唐比較と中国礼制の継受を分析の核として解明を試みたもので、貴重な研究成果である。

第一部では、喪葬令条文の緻密な日唐比較により、令制の構想した喪葬儀礼を明らかにし、氏の結合を壊して律令官僚制秩序の実現を目指す一方で、天皇と氏との伝統的関係の確認の場でもあることを鮮やかに描き出した第一章を中心に、七世紀後半の喪葬令の継受が大化の薄葬令に見られる公葬制を進展させたと論じ、律令官人の埋葬地の変化も検討し、律令国家成立の意義を考えた。第二部では、喪葬令の規定が実際には八世紀を通じて徐々に実現されていくとし、持統天皇の火葬の意義にふれ、八世紀末の桓武天皇の時代になり天皇の服喪が実行されるようになることなど中国的礼制が喪葬令の実現という形で受容されることを論じ、史料が少ない奈良時代の天皇喪葬儀礼を復原して中国礼制の影響を指摘する。このような令制儀礼は九世紀後半から変質していくとし、死亡報告や弔使派遣のあり方が変化する過程を追っている。第三部では、喪葬儀礼をとりまく状況について、天皇・上皇・三後の七七日と周忌の法会と天皇・上皇の遺詔をとりあげ、平安時代まで見通して検討し、その特質を述べている。第四部は喪葬儀礼以外での日本古代の礼制受容についての補論であり、日唐の律令賤民制の構造と日本古代における文書を焼く行為をとりあげ、礼制導入の視点から分析し、日本古代の賤民制の独自性も明らかにしている。

従来ほとんど研究がなかった喪葬令の初めての本格的な研究であり、隋唐律令や礼制との比較とその受容という視点から奈良平安時代の喪葬儀礼を明らかにしたことは大きな貢献であり、歴大な研究の蓄積がある律令制研究に対して、新たな分析の視点を拓いたものとして高く評価できる。ただし個々の分析の緻密さに比して、論文全体を総合した時に示されるべき歴史像が明らかでない憾みがあり、儀礼および儀礼史研究がどのような意味をもつのかについても一層の考究が望まれる。論文提出直前に中国で公表された北宋天聖令の分析も含めて、今後の研鑽に待ちたいところであるが、有益な基礎的成果をあげていることは言うまでもない。

以上より、本委員会は、本論文を博士（文学）の学位を授与するのにふさわしい独創性の高い業績として認めるものである。